

財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成26年8月29日)

IF
Q
A
S

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた
旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年8月29日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.8.29

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H15	H16.2.17	第2号	意見	適正な事務処理体制の確立について	P4	健康福祉局	こども園運営課	H26.7.17
No.2	H19	H20.2.21	第2号	指摘	補助金の概算交付の理由を明記すべきもの	P6	教育局	保健体育課	H26.7.29
No.3				指摘	文書発送に係る事務処理を適正にすべきもの	P6			
No.4				指摘	経費及び手当の支給根拠を明確にすべきもの	P6			
No.5	H24	H25.2.20	第2号	指摘	検収調書の確認に係る決裁行為を適正にすべきもの	P9	健康福祉局	健康福祉総務課	H26.8.12
No.6				意見	備品購入の際の事前協議について	P9			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度 対象部局等	平成15年度 教育部 学校教育課／高松市私立幼稚園連合会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成16年2月17日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月17日
指摘・意見 の 項 目	適正な事務処理体制の確立について		
内 容	出納事務のより適正な執行を図るため、今後、日常の会計事務において、決裁責任の所在を明確にすることなどにより、適正な事務処理体制の確立に努められたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei15/z217.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置			
所 管 課 等	健康福祉局 こども園運営課	対 象 団 体	高松市私立幼稚園連合会
措 置 結 果	監査結果報告を受け、平成16年2月に、高松市私立幼稚園連合会事務局において、適正な事務処理体制について検討した結果、翌年度の平成16年度会計執行分から、各種経費を支出する際には、決裁欄に決裁権者が押印し、決裁責任の所在を明確にすることとし、適正な事務処理を行っている。		

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度 対象部局等	平成19年度 教育部 学校教育課／財団法人高松市学校給食会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成20年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月29日
指摘・意見 の項目	補助金の概算交付の理由を明記すべきもの		
内 容	<p>学校給食会への学校給食事業補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項及び高松市会計規則第79条第1項第3号の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める」理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。</p>		
公表文該当 ページ	6ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 保健体育課
措 置 結 果	<p>高松市補助金等交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める」理由については、平成21年度から、概算交付する正当な理由を補助金交付決定伺決裁に明記し、適正に事務処理を行っている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度 対象部局等	平成19年度 教育部 学校教育課／財団法人高松市学校給食会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成20年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月29日
指摘・意見 の項目	文書発送に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>学校給食会が発送する文書は、財団法人高松市学校給食会処務規程第14条の規定により、文書発送簿に記載し、同規程第18条に規定する公印を押印して発送しなければならないにもかかわらず、平成18年度高松市学校給食会事業補助金の変更交付申請書は、文書発送簿に記載されないまま発送されているので、今後、同種の文書を発送するときは、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ページ	6ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置			
所 管 課 等	教育局 保健体育課	対 象 団 体	公益財団法人高松市学校給食会
措 置 結 果	高松市学校給食会が発送する文書については、平成20年2月21日以降、文書発送簿に記載し、適正に事務処理を行っている。		

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度 対象部局等	平成19年度 教育部 学校教育課／財団法人高松市学校給食会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成20年2月21日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月29日
指摘・意見 の 項 目	経費及び手当の支給根拠を明確にすべきもの		
内 容	役員会及び評議員会等に出席した役員に支給する経費及び時間外勤務をした職員に支給する時間外勤務手当については、学校給食会の規程等において、その支給の根拠を規定しないまま、高松市の関係条例等に準じて支給されているので、今後、同様の経費及び手当を支給する場合には、支給金額及び積算根拠に関する規定を設け、支給に係る根拠を明確にされたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei19/z221.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置			
所 管 課 等	教育局 保健体育課	対 象 団 体	公益財団法人高松市学校給食会
措 置 結 果	経費及び手当の支給根拠については、平成25年4月1日付けで、公益財団法人高松市学校給食会委員会規程及び公益財団法人高松市学校給食会就業規程を制定・施行し、支給に係る根拠を明確にした。		

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度 対象部局等	平成24年度 健康福祉局 健康福祉総務課／財団法人高松市福祉事業団		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月12日
指摘・意見 の項目	検収調書の確認に係る決裁行為を適正にすべきもの		
内 容	<p>検収調書の確認については、執行何の決裁者が局長より上位の場合は、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項及び別表第1文書、庶務その他の表第20項の規定により、局長までの決裁を受けなければならないが、平成23年度高松市総合福祉会館管理委託業務の検収調書は、市長までの執行何決裁を受けているにもかかわらず、課長決裁で事務処理されているので、今後は、これらの規定により、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。</p>		
公表文該当 ページ	9ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei24/z220.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>業務委託契約の検収に係る事務処理については、平成24年度から規程に定められた決裁者までの決裁を受け、適正に事務処理を行っている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度 対象部局等	平成24年度 健康福祉局 健康福祉総務課／財団法人高松市福祉事業団		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月12日
指摘・意見 の 項 目	備品購入の際の事前協議について		
内 容	高松市総合福祉会館の管理に関する基本協定書第15条第3項の規定では、事業団の管理経費により備品を購入する場合は、事前に市と協議の上、購入するものとされているが、平成23年度の予算要求時に提示されていなかった会館管理運営に係る備品購入においては、口頭での事前協議はされているものの、書面では残っておらず、その緊急性・必要性等の確認ができないことから、今後は、事前協議内容を書面で残されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	9ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei24/z220.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	高松市総合福祉会館の管理に関する基本協定書第15条第3項に規定する備品購入を行う場合の事前協議については、平成24年度から、書面による協議を行い、適正に事務を処理している。